

わになって・みんなポカポカ・大鰐町

2
広報

おおわに

4月号
令和8年
(2026年)
No.771



今月のおもな内容

- ◆ まちのお知らせ 3
- ◆ まちの話題 1
- ◆ 月替わりの掲載コーナー 17、20
- ◆ 月替わりの掲載コーナー 18、22
- ◆ こちら警察・消防! 19
- ◆ おおわにかわら版 23
- ◆ 弘前大学生コラムコーナー 24



大鰐中学校スキー部が中体連各大会の結果を報告しました

3月10日町長室にて、大鰐中学校スキー部が令和7年度に行われた全国中学校体育大会の結果を町長に報告しました。

3年生の山田琴都さん、2年生の佐々木琉さん、1年生の伊藤椿さんが全国大会、東北大会、県大会の各大会結果を報告し、応援への感謝と今後の抱負を述べました。

町長は「今回の経験を活かして後進の育成にも是非取り組んでください。今後も更なる活躍に期待しています。」と激励しました。

雪害の視察を行いました

記録的な大雪により、当町においてりんご樹の枝折れ・幹割れやパイプハウスの倒壊などが報告されていることを受け、町長が唐牛・苦木地区のりんご園の被害状況を視察しました。生産者から被害状況の説明を受け、雪害に伴う町への支援要望に耳を傾けていました。

町では、農林業物価高騰対策生産資材等購入支援事業などの各種支援事業を行っております。詳細については、農林課までお問合せください。



大鰐小学校マーチングバンド演奏会が行われました

大鰐中学校にて3月8日、マーチングバンド演奏会が開催されました。

今年度は、第24回マーチングステージ全国大会に出場し、銀賞を受賞しました。

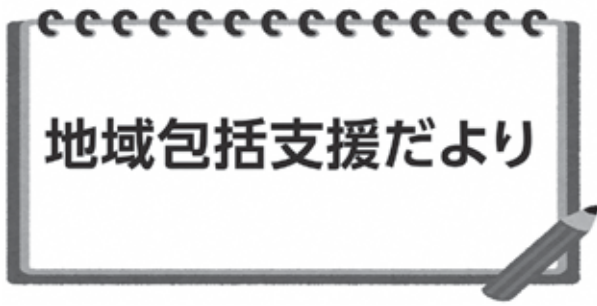
会場はたくさんの方の保護者や町民などの観覧者が集まりました。演奏会では、大鰐中学校吹奏楽部やOB、OGなども参加し、会場を盛り上げました。演奏のレベルも非常に高く、奏者も含めて、会場全体が終始笑顔に包まれている素敵な演奏会でした。

寄附をいただきました

株式会社東邦設備工業所から3月18日、大鰐町の活性化費用の一部として寄附をいただきました。

町長は「長年の間、寄附をいただきありがとうございます。今年も町の活性化に向けた各種事業費として大切に使用させていただきます。町の活性化がより一層進むよう引き続き取り組んで参ります。」と感謝を述べ、感謝状の贈呈を行いました。

株式会社東邦設備工業所の取締役営業部長の竹歳氏は「町の活性化の一助にしてください。」と話していました。



こんにちは！
『大鰐町地域包括支援センター』です！

地域包括支援センターとは

「高齢者の総合相談窓口」を担う機関で、全国各地にあります。大鰐町では、保健福祉課内に設置されており、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等の専門職が配置されています。

困ったことや分からないことがあれば、ご相談ください

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるように、様々な悩みや相談を受けつけています。地域包括支援センターだけで解決できない相談は、関係機関と連携し、必要があれば適切な機関につなげます。秘密は厳守します。

健康のこと

- ・心身の健康に不安がある
- ・足腰が弱くなったので運動したい
- ・最近ものの忘れが心配

など

介護のこと

- ・親の介護の相談にのってほしい
- ・介護保険サービスを利用したい
- ・入所施設を探したい

など

権利を守ること

- ・今後の財産管理が不安
- ・虐待にあっている人がいる
- ・成年後見制度について知りたい

など

さまざまな相談

- ・近所の高齢者が心配
- ・日頃の生活で困ったことがある
- ・認知症の勉強がしたい

など

地域包括支援センターに寄せられる相談 上位5つ (令和6年度)

順位	内 容
1	介護保険申請
2	介護保険制度・サービス内容
3	生活保護等の施策・制度
4	成年後見人制度、高齢者虐待等の権利擁護
5	認知症

順位	相 談 者
1	家族
2	本人
3	民生委員児童委員
4	社会福祉協議会等の関係機関
5	介護保険サービス事業所

■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎ 55・6569 (直通)



「おおわに応援商品券」 無料配布のお知らせ

町では、物価高騰の影響を受けた町民の皆様への生活支援を目的として、国の重点支援地方交付金を活用し、「おおわに応援商品券」の無料配布をします。

【商品券について】

- 対象者：令和8年4月1日時点で、大鰐町の住民基本台帳に登録されている方
- 内容：町民一人につき、12,000円分（1,000円×12枚セット）の商品券を無料配布
- 配布方法：令和8年6月上旬から順次発送
- 使用期限：令和8年6月発送で商品券が各家庭に届いた日から、令和8年11月30日（月）まで



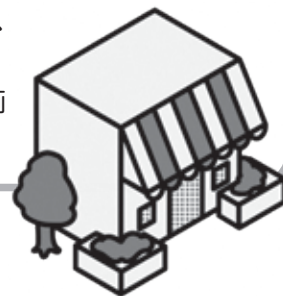
※世帯主あてに、世帯全員分の商品券をまとめて「ゆうパック」で発送します。

※商品券は金券扱いとなりますので、受取方法は、玄関先での手渡しです（地区や世帯によって到着日に差が生じる場合がありますが、順次発送しますのでご理解をお願いします）。

※配布セット数をお知らせする事前案内通知を、5月中に送付します。

※商品券は原則として、住民基本台帳に登録している住所への発送となります（転送できません）。登録住所と異なる住所へ居住している方は、企画観光課での直接受渡となりますので、ご了承ください。

※6月に発送する商品券が届かない場合は、企画観光課へお問合せください。



■お問合せ

- 商品券の発送に関すること ●企画観光課 ☎ 55・6561
- 商品券の使用に関すること ●大鰐町商工会 ☎ 48・2335

わずか40分で助かる命があります

●青森県赤十字血液センターによる献血が実施されます

昨年度、大鰐町では献血バスの巡回が3回あり、80人の“善意の献血”により、多くの患者さんのもとへ輸血用血液を届けることができました。たくさんの方に献血に協力いただきまして、大変ありがとうございました。

しかし、全国的にみると輸血用の血液はまだ不足しております。血液を安定的に患者さんのもとへ届けるためには、献血バス1台あたり44名のご協力が必要となります。

本年度も献血バスが下記日程で来町しますので、輸血を待ち望んでいる方々のために、みなさまのご協力をお願いいたします。

【実施日・場所・時間】

実施日	場 所	時 間
令和8年4月28日（火）	大鰐町役場	10：00～12：30
	さばいしドライブイン	14：15～16：00
令和8年8月26日（水）	大鰐ホーム	10：00～11：30
	マックスバリュ 新おおわに店	13：30～16：00
令和8年12月23日（水）	大鰐町役場	10：00～12：00
	町立大鰐診療所	13：00～16：00

※上記の実施日や時間等は変更となる場合がございますので、詳しくは献血実施月の回覧でご確認ください。

- お問合せ 保健福祉課 ☎ 55・6568（直通）

令和8年経済センサスー活動調査が行われます

経済センサスー活動調査とは、総務省と経済産業省により実施される調査で、全産業分野における事業所・企業の経済活動の状態を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査を行う際の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的に行われます。

町でも5月以降、町内全事業所・企業に調査員が伺いますので、回答へのご協力をお願いいたします。

○調査日：令和8年6月1日現在で実施

4月中旬にインターネット回答用の調査書類が国から郵送されますので、インターネットによる回答をお願いします。

なお、インターネットでの回答が確認できない事業所及び新たに把握した事業所には、5月以降順次調査員が訪問し、調査票の配布及び回収を実施しますので、ご協力をお願いします。

○調査の対象：以下に掲げる事業所を除く全ての事業所・企業が対象です。

- ①個人で農業・林業・漁業を行っている、いわゆる農林漁家
- ②個人の家庭で雇用されて家事労働に従事する家事サービス業の事業所
- ③外国公務に属する事業所（日本国内に駐在する外国政府の機関や国際機関等）

○調査事項

【基礎項目】 名称及び電話番号、所在地、経営組織、従業員数、主な事業内容等

【経理項目】 資本金等の額及び外国資本比率、売上（収入）金額、費用総額及び費用項目、事業別売上（収入）金額等

○調査の方法

【調査員調査】 都道府県知事が任命する調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済み調査票を回収する方法により行います。

【直轄調査】 国が民間事業者に委託して、企業の本社宛に傘下の事業所分を含めた調査票を郵送により配布し、郵送（紙・電子媒体）又はインターネットで調査票を回収します。

○調査の根拠法令

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施します。

○インターネット回答でのご協力をお願い

事業所の皆様におかれましては、インターネット回答の積極的な利用をお願いします。インターネット回答には、ご都合に合わせていつでも回答が可能などのメリットがあるうえ、厳重なセキュリティで保護されておりますので安心・安全です。

経済センサスー活動調査の詳細については、以下のURLを参照するか、右記二次元コードを読み取りの上ご覧ください。

(<https://www.e-census2026.go.jp/>)



■お問合せ 企画観光課企画係 ☎ 55・6561（直通）

有料
広告

3. 手当額

支給額（月額）	
1級	58,450円
2級	38,930円

4. 手当の支給について

4月（12月～3月分）、8月（4月～7月分）、11月（8月～11月分）の年3回手当が支払われます。

●障害児福祉手当

1. 制度の概要

重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的としています。

2. 支給対象

精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

3. 手当額

月額 16,560円

4. 手当の支給について

2、5、8、11月の年4回で、それぞれ支払月の前月分までの3か月分の手当が支払われます。

■お問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 55・6568（直通）

身体障害者相談員を紹介します

●身体障害者相談員とは

身体障害者相談員は、身体に障がいのある方やその家族の方などからの相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに行政機関等のパイプ役として活動しています。

お気軽にご相談ください。

氏名	住所	連絡先
山中 一誠	大鰐町大字居士字居士1番地1	0172-48-3852

■お問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 55・6568

わが家のめごこを募集します

4月～6月に1歳の誕生日を迎えるお子さんを募集します。

次回は6月号への掲載となります。

★1歳の記念に写真を掲載してみませんか？（6月号掲載）

●対象

令和8年4月から6月に1歳の誕生日を迎える町内在住のお子さん

●掲載内容

お子さんの写真・氏名（ふりがな）・生年月日・住所（町内名のみ）

●応募方法

①お子さんの写真データ1枚（5MB以内）

②お子さんの氏名（ふりがな）・生年月日・性別・住所（町内名のみ）、保護者氏名、連絡先、40文字以内のコメント（お子さんに向けてのひと言など）を記入したもの

◎①、②を5月8日（金）【※必着】までにご応募ください。Eメールでの応募の際は、件名に『子どもの写真』と記入をお願いします。

※なお、件名の記入や必要事項に漏れがあると掲載できない場合がありますので、ご注意ください。

■お問合せ・ご応募先 大鰐町総務課広報担当 ☎48・2111（代表）
Eメール koho@town.owani.lg.jp

特別な支援を要する家庭の自立支援のために

●児童扶養手当

1. 制度の概要

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的としています。

2. 支給対象

次のいずれかに該当する子どもの父又は母が当該子どもを監護する場合等に手当が支給されます。

○父母が婚姻を解消した子ども

○父又は母が死亡した子ども

○父又は母が政令で定める障がいの状態である子ども

○父又は母が裁判所からの DV 保護命令を受けた子ども など

※子どもが児童福祉施設に入所したときや、子どもが父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき等は対象になりません。

※所得制限があります。

3. 手当額

支給額（月額）		
第1子	全部支給	48,050円
	一部支給	48,040円～11,340円
第2子以降加算額	全部支給	11,350円
	一部支給	11,340円～5,680円

※所得に応じて支給額が異なります。

4. 手当の支給について

1、3、5、7、9、11月の年6回、それぞれ支払月の前月分までの2か月分の手当が支払われます。

●ひとり親家庭等医療費助成事業

1. 制度の概要

母子家庭、父子家庭等の健康の保持と福祉の増進を図るため、県の助成を受けて市町村が医療費（入院時食事療養費は除く。）の助成をする制度です。

2. 支給対象

①母子家庭、父子家庭の児童及び父母のない児童（18歳に達した年度末まで）

②母及び父（ただし、自己負担金は一医療機関ごと月1,000円、薬局については自己負担はなし）

※所得制限があります。

●特別児童扶養手当

1. 制度の概要

精神又は身体に障がいをもつ20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

2. 支給対象

政令で定める程度の障がいの状態にある子どもを監護する場合等に手当が支給されます。

ただし、子どもが児童福祉施設などに入所しているときや、子どもが障がいを支給事由とする公的年金を受けられるときは、手当は支給されません。

※所得制限があります。

避難行動要支援者名簿作成のお知らせ

大鰐町では、災害が発生した場合に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの方々を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。この名簿は、本人の同意により、平常時から避難支援等関係者に情報提供することとしています。

- (6) 難病を患っている方
 - (7) 小児慢性特定疾患児童
 - (8) その他、避難行動に支援を必要とする方
- ※長期施設に入所している方や病院に入院している方は、対象外になります。

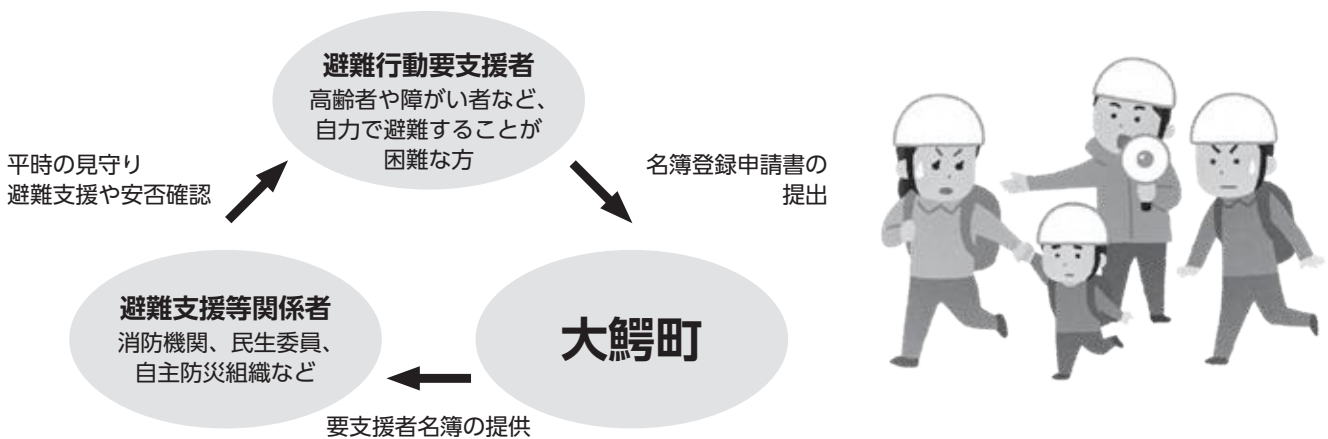
○対象者

- (1) 要介護の区分が要介護3～5の方
- (2) 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- (3) 身体障害者手帳1～2級、3級（内部）をお持ちの方
- (4) 愛護手帳（療育手帳）の「A判定」をお持ちの方
- (5) 精神保健福祉手帳（1級）をお持ちの方

○提供先

- (1) 消防機関
- (2) 警察
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織
- (6) 区会・町内会

○避難行動要支援者名簿の工程図



○申請方法

避難行動要支援者名簿への登録方法は、「大鰐町避難行動要支援者名簿登録申請書兼誓約書」にて受付します。必要事項を記入し、保健福祉課福祉係⑥番窓口へご提出ください。用紙は窓口及びホームページにおいて配布しています。

○個人情報の取り扱い

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者には、法律に基づく守秘義務があります。個人情報は、町及び避難支援等関係者において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。

【注意事項】

1. 避難行動要支援者名簿へ掲載することにより、災害時、避難支援や安否確認に活用されますが、災害の内容や避難支援等関係者自身の状況により必ず支援がなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではありません。
2. 名簿掲載者が施設入所や長期入院で自宅に戻らない場合や、避難を要する事由の程度が軽くなった場合（例：要介護3→要介護1）は、名簿から除外しますので、あらかじめご了承ください。なお、再度、事由が重くなった場合は再掲載します。
3. 名簿掲載後、連絡先等の変更がある場合は、ご連絡くださるようお願いします。

■お問合せ 保健福祉課福祉係 ☎ 55・6568

名簿掲載希望の方は、ご連絡ください

令和8年度おおわに健康ガイド

健（検）診の日程や予防接種など、健康づくりに関する情報を掲載した「おおわに健康ガイド」を各ご家庭へ配布しましたので、ぜひご活用ください。また、保健福祉課8番窓口でも配布しています。なお、町ホームページからもご覧いただけます。

令和8年度 おおわに健康ガイド

目次

新しい子どもの健康

大鰐町子ども家庭センター…………… 1

乳幼児健康診査・歯科相談…………… 3

子どもの休日・夜間の受診について… 4

予防接種

子どもの予防接種…………… 5

おとなの予防接種…………… 7

おとなの健康

健康診査・がん検診…………… 8

集約検（健）診…………… 10

個別検（健）診…………… 11

知覚聴がん検診・結核健診日程

がん検診精密検査費用の助成

よい歯は一生の宝物…………… 12

各種お知らせ

健康相談 / 献血 / こころの相談会… 13

出張健康鑑定団…………… 14

こころの健康づくり…………… 15

大鰐町地域包括支援センター…………… 16

認知症…………… 17

介護保険…………… 18

虐待の防止 / 成年後見制度…………… 19

各種団体の活動

保健協力委員会…………… 20

食生活改善推進委員会…………… 21

赤十字奉仕団…………… 21

民生委員児童委員協議会…………… 22

湯の郷おおわに健康長寿宣言

令和7年に10周年を迎えました!

次の10年へ、みんなで一歩前へ

- 一、早寝早起き、朝ごはんを必ず食べます
- 一、食事はうす味、野菜をたくさん食べます
- 一、毎日の生活の中で、意識してからだを動かします
- 一、健康診査を毎年受け、自分の健康を考えます
- 一、健康づくり事業には、積極的に参加します
- 一、タバコの健康影響を知り、禁煙に努め、受動喫煙防止を徹底します
- 一、お酒は飲み過ぎず、適正飲酒を心がけます
- 一、毎月20日を健康の日とし、自分のできることから取り組みます

大鰐町 大鰐町健康づくり推進協議会

県税のキャッシュレス納付・口座振替制度のお知らせ

○キャッシュレス納付

個人事業税、不動産取得税及び自動車税種別割は、インターネット上の専用サイト「地方税お支払サイト」から、クレジットカードやインターネットバンキング等による納付ができるほか、スマートフォンアプリを利用して電子マネー等で納付することができます。（納付時に手数料がかかる場合があります。）

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zaimu/003_19nouzeihouhou.html

○口座振替制度

口座振替を利用できる県税は、個人事業税（定期賦課分）及び自動車税種別割（定期賦課分）です。

詳しくは、各取扱金融機関または中南県税事務所にお問い合わせください。

※自動車税種別割の口座振替の令和8年度新規お申込み期限は4月30日（木）です。

- ・キャッシュレス納付及び口座振替制度では、「領収証書」や「口座振替済通知書」、「納税証明書」は発行されません。
- ・自動車税種別割の納税確認電子化により、「納税証明書」を提示せずに車検を受けることができます。ただし、納税確認が可能となるまでに時間を要しますので、納付後すぐに車検で納税証明書を必要とする場合は、金融機関や県税事務所窓口、コンビニエンスストアでの納付をお願いします。

■お問合せ

青森県中南県税事務所納税管理課
 ☎ 32・4341（直通）
 ☎ 32・1131（内線229・311）

下水道及び合併浄化槽についてのお知らせ

■公共下水道区域内未接続の皆様へ

私たちが生活する中で水は欠かすことのできないものです。

公共下水道は、家庭や工場、店などで使用した水（汚水）を集めて処理し、海や川が生活排水で汚れてしまうのを防ぐなど私たちの水を守る大切な役割をしています。

町では平成4年度から公共下水道事業に着手し、平成11年度4月から汚水の処理を開始しています。

私たちが使った水やし尿は下水道管を流れ、岩木川水きらきらセンター（浄化センター）に集められます。そして微生物などはたらしきにより浄化し、きれいな水にして川から海へと放流されます。

トイレの水洗化や台所・風呂・洗濯等の排水のたれ流しによる生活環境の悪化を改善するため、下水道へのご加入をお願いいたします。

- ①下水道に接続するには、町の指定工事業者でなければ工事することができません。
- ②くみ取りトイレの場合は、供用3年以内に下水道に接続することが義務付けられています。
- ③し尿だけ処理する単独浄化槽を使用の場合は、トイレ以外の生活排水が未処理のため浄化槽を廃止し、下水道への接続に努めることとなっています。
- ④トイレの水洗化や単独浄化槽からの切り替え工事には、改造資金（無利息）の融資あっせんも行っていきますのでご利用ください。

※指定工事業者、融資あっせん等については建設課までお問い合わせください。

■現在下水道をご利用の皆様へ

下水道の使用開始・休止・再開・異動・変更等に関することは、すべて届出制になっておりますので、次の届出事項に該当する場合は、速やかに建設課へ届け出てください。

【届出事項】

- 井戸水使用世帯において世帯人数に変更があった時（転入・転居・転出・出生・婚姻・死亡等）
 - ▶変更後の人数により、下水道使用水量（井戸認定量）及び使用料が変わります。
- 使用区分を変更した時（井戸をやめて水道を引いた、水道と井戸水の両方を使っていたが井戸水を廃止した時）
 - ▶井戸水認定量の算定を中止します。
- 引越しの時（転入・転出等）
 - ▶下水道使用料の請求を開始、又は中止します。

●長期間下水道を使用しない時

- ▶使用しない期間の下水道使用料の請求を中止します。この場合、使用開始時も届出が必要となりますのでご注意ください。

※下水道使用料金は次のとおりです。

●月額使用料

用途区分	基本料金	従量使用料（1㎡につき）	
一般用	10㎡まで 1,540円	11～30㎡	154円
		31～50㎡	176円
		51～150㎡	220円
		151㎡～	275円

●井戸水認定量

	井戸水等のみの使用	上水道と井戸水等の併用
1人当たり	4㎡	2㎡
浴槽	10㎡	10㎡

■合併浄化槽区域（公共下水道区域外）の皆様へ

公共下水道区域外の地区は、町が合併浄化槽（し尿のほか生活排水を合わせて処理する浄化槽）を各戸の敷地に設置し、設置後の維持管理も町が行います。合併浄化槽は町の所有となり工事費については分担金（一時金）を、維持管理費については毎月使用料として納付していただきます。

下水道と同じく快適な生活環境にするためトイレの水洗化等を希望される方は、建設課までお問い合わせください。

※合併浄化槽使用料及び分担金は次のとおりです。

●月額使用料

人槽区分	月額
5人槽	3,520円
7人槽	3,960円
10人槽	5,060円

●分担金

人槽区分	負担額
5人槽	90,000円
7人槽	100,000円
10人槽	120,000円

■現在合併浄化槽をご利用の皆様へ

合併浄化槽の使用料は、口座振替となっておりますので、使用者等に変更があった場合は、速やかに建設課へ届け出てください。

合併浄化槽のプロア又は放流ポンプが故障した場合、町と使用者で折半し修繕することになります。修繕費のお支払いは納付書発行より30日以内をお願いします。

■お問合せ・お申込み

建設課温泉水道室 ☎ 55・6594（直通）

国民健康保険被保険者 後期高齢者医療被保険者 のみなさまへ ～健康診査のご案内～

●対象者

大鰐町国民健康保険の被保険者のうち令和9年3月31日までに40歳以上になる方及び後期高齢者医療の被保険者の方です。

ただし、病院又は診療所に6か月以上継続して入院している方、障害者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設等に入所又は入居している方は対象外です。

5月下旬から国保被保険者の対象者へ **黄色の受診券**、後期高齢者医療被保険者の対象者へ **水色の受診券** を発送いたします。

●受診の方法 下記の2通りから選択してください

①集団検診（場所：地域交流センター come）

町の複合検診で、がん検診などと一緒に受けられます。

受診を希望する方は、保健福祉課へ申し込みが必要です。

令和8年度の日程は次のとおりです。

6月	10日（水）・11日（木）・12日（金）・14日（日）・15日（月）・16日（火）・17日（水）・18日（木） ※16日（火）は女性限定日
7月	9日（木）・10日（金）・13日（月）・14日（火）・15日（水）
11月	25日（水）・26日（木）・27日（金）

②個別健診

かかりつけの医療機関で受けられます。

受診ができる医療機関一覧を受診券と一緒に5月下旬頃から送付しますので、ご確認ください。

受診を希望する人は、直接、電話等で医療機関へ申し込み（予約）してください。

●持ちもの

受診券

※医療機関で個別健診を受診する場合は、マイナ保険証または資格確認書等を持参してください。

●実施期間

受診券到達時から令和9年2月28日まで。

●料金

年度内1回は無料で受診できます。

※ただし、年度内2回以上の健診、健診後の精密検査、治療や指導に要する費用などは自己負担となりますので、ご注意ください。

●尿検査は「会場で採尿」ではありません！

令和7年度から自宅で検査キットに採尿する方法に変わりました。ご自宅でうまくできなかった方は健診会場で採尿できます。

検査キットの使用方法的詳細は、特定健診を申込された方へのご案内に説明書を同封しますので、ご参照ください。

ご不便おかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎ 55・6563（直通）

被用者保険の被扶養者の方へ ～特定健診のご案内～

大鰐町国民健康保険以外の保険に加入している被扶養者の方も、町の複合検診実施日に特定健診を受けることができます。

●受診対象年齢

40歳（令和9年3月31日までに40歳になる方）
から74歳（75歳の誕生日前日までの方）まで

●健診場所・健診日

町の複合検診日程をご確認ください。

●申込み方法

事前に予約が必要です。直接、青森県総合診療センター（☎017・741・2336）へ申込みをしてください。

●個人負担

無料

●特定健診当日にお持ちいただくもの

- ①マイナ保険証又は資格確認書
- ②受診券（各保険者にお問い合わせをお願いします。）
※協会けんぽ青森支部は
☎017・721・2799（代表）
- ③問診票

●検査項目

- ・身体測定（身長、体重、BMI、腹囲測定）
- ・理学的検査（内診）
- ・血圧測定、尿検査（尿糖、蛋白）
- ・血液検査
- ・血中脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
- ・血糖検査（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）
- ・肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP）

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

国保・後期高齢者人間ドックのご案内

●対象者

大鰐町国民健康保険の被保険者のうち令和9年3月31日までに40歳以上になる方及び後期高齢者医療の被保険者の方です。

ただし、保険税（料）に滞納がある方、町の特定健診及び町のがん検診を受診する方は人間ドックを受診できません。

●人間ドックの内容

身体測定・診察・胸部X線検査・血液検査・心電図・便潜血検査・腹部超音波検査・尿検査・肝炎ウイルス検査・内視鏡検査（胃カメラ…「経口」または「経鼻」の選択）

●受診の場所及び申込方法

- ・場 所：町立大鰐診療所
- ・申込方法：役場住民生活課国保年金係（④番窓口）にて申込書の記入をお願いします。

申込は令和8年3月10日から受付開始しております。

この他、電話による申込を受付していますので、下記連絡先にお問い合わせください。

●実施期間

令和8年4月8日から令和9年3月31日までです。（町立大鰐診療所が指定する日及び休診日を除く）

申込書に記載の希望日の結果は、町立大鰐診療所より通知されます。

●料金

年度内1回、自己負担2,000円で受診できます。

※ただし、特定健診等と重複しての受診、受診後の精密検査、治療や指導に要する費用などは自己負担となりますので、ご注意ください。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

●振込口座の変更届出について

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座の変更があったときは、必ず住民生活課国保年金係へ届出してください。また、振込口座を解約したとき、金融機関の店舗統廃合等で口座番号が変更されたときも届出が必要です。届出がないと振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

●マイナ保険証の利用について

マイナンバーカードをお持ちの方は、保険証利用登録をすることでマイナ保険証として資格確認が可能です。また、マイナポータルを利用した医療費控除申請も可能ですので、マイナ保険証の利用をご検討ください。

●後期高齢者医療保険一部負担金（医療機関の窓口で支払う負担金）及び保険料の減免について

令和8年1月21日からの大雪で被災された方で、家屋倒壊等の対象要件を満たす場合には、申請により一部負担金及び保険料の減免又は免除等を受けられる場合があります。詳しくは、窓口へご相談ください。

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎ 55・6563（直通）

青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017・721・3821

後期高齢者歯科健康診査のご案内

歯科健康診査（歯科健診）は、口腔機能の低下や、誤嚥性肺炎等の予防を図るために実施しているものですので、積極的な受診をお願いします。

●対象者

大鰐町に住所を有する、後期高齢者医療保険の被保険者の方です。

※ただし、病院等医療機関に6か月以上継続して入院している方、障害者支援施設、養護老人ホーム、特定施設、介護保険施設等に入所又は入居している方は対象外です。

対象者には「オレンジ色」の受診券が送付されています。（5月下旬から送付される特定健診受診券に同封されています）

●歯科健診の内容

問診、歯の状態と歯周病の状態、義歯の状態、咬合の状態、口腔内の衛生状況、口腔（嚥下）機能の状態などを検査します。

●受診の方法

町内の歯科医院で受診できます。

受診を希望する人は、直接、電話等で歯科医院へ申し込み（予約）してください。

受診の際は、必ず「資格確認書又はマイナ保険証」と「令和8年度後期高齢者歯科健康診査受診券」を持参してください。

歯科医院名	住 所	電 話
デンタルクリニックさとう	大鰐字前田 33 - 2	49 - 1155
成田歯科医院	大鰐字大鰐 81 - 2	48 - 2907
ゆみデンタルクリニック	蔵館字村岡 125 - 1	40 - 0365

●実施期間

受診券到着時から令和9年3月31日まで。

●歯科健診の料金

年度内1回は無料で受診できます。

※ただし、年度内2回以上の受診、上記以外の検査、治療や指導に要する費用は自己負担となりますので、ご注意ください。

■お問合せ 住民生活課国保年金係 ☎ 55・6563（直通）

また、前月末引き落としで口座振替の申し込みをすると「早割」により保険料が割引される制度があります。早割による令和8年度の保険料額は月額17,860円(△60円)です。

「前納制度」及び「早割」の利用を希望される際は、弘前年金事務所に申出が必要です。お手続き等の詳細については、日本年金機構ホームページをご覧ください。弘前年金事務所へご確認ください。




- お問合せ 日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>)
 弘前年金事務所 ☎ 27・1339
 住民生活課国保年金係 ☎ 55・6563 (直通)

Owani Town Medical Clinic

大鰐診療所からのお知らせ

新任医師のご紹介

令和8年4月1日に内科医師として坂本有希先生が着任しました。よろしくお願いいたします。




坂本有希先生

専門領域
内科(消化器内科)
日本消化器病学会専門医

出身大学
国立大学法人弘前大学

坂本先生より

これまで地域医療の現場で慢性疾患、生活習慣病などの治療に携わってきました。高血圧や糖尿病など心配なことがあればお気軽にご相談ください。町民の皆さまに寄り添う医療を提供できるよう精進して参ります。

退任のお知らせ 

3月31日をもって宮澤淳一先生がご退任されました。長い間お世話になりました。

令和8年4月からの診療体制のご案内 変更がありますので、ご来所の際はご確認ください。

【受付時間】 午前8:15~11:30 午後13:00~16:30

診療科目		月	火	水	木	金
内科	午前	三上(健) 医師	三上(健) 医師	三上(健) 医師	三上(健) 医師	三上(健) 医師
	午後	坂本 医師	坂本 医師	坂本 医師	弘前大学医学部 附属病院医師	坂本 医師
外科	午前	三上(光) 医師	三上(光) 医師	三上(光) 医師	三上(光) 医師	三上(光) 医師
	午後	〃	〃	〃	国立病院機構 青森病院 リハビリテーション科 三ツ井 医師	〃
小児科		弘前大学医学部 附属病院医師 (8:30~11:30)		弘前大学医学部 附属病院医師 (13:30~16:30)		弘前大学医学部 附属病院医師 (13:30~16:30)
専門外来 ※要予約			心臓循環器外来 弘前大学医学部附属病院医師 (9:00~11:30)			リウマチ外来 櫻庭医師 (10:00~11:30)

※小児科の午後(水曜・金曜)の診療時間が変更になっています。 お問合せ：0172-48-2211

土地・家屋現況調査の実施について

町では、固定資産の公正で適正な課税を行うため、土地及び家屋の現況調査を実施します。

町職員及び調査員が土地の利用現況や家屋の建築状況確認のため、敷地内に立ち入らせていただくことや問い合わせを行う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

●調査員について

町職員及び当町固定資産評価業務に従事することを証した調査員証を携帯した調査員がお伺いします。

●調査内容について

土地については、土地課税台帳の登録内容に基づき、評価地目と現況地目との相違、土地の利用状況等を調査します。

家屋については、新築家屋及び未評価家屋の建築状況や取り壊し等の届出があった家屋について現況確認をします。

※新築及び未評価家屋の家屋評価については、別途お知らせのうえ、立ち合いでの調査となります。

●調査後の対応について

土地については、土地課税台帳に登録されている現況地目と利用状況の相違が認められた場合、翌年度から現況地目を変更します。これにより税額が変更になる場合は、調査の翌年度の課税から反映されます。

家屋については、家屋課税台帳に登録されている内容と相違が認められた場合、翌年度から登録内容を変更します。これにより税額が変更になる場合は、調査の翌年度の課税から反映されます。

固定資産税の縦覧・閲覧について

令和8年度固定資産縦覧帳簿の縦覧及び課税台帳(名寄帳)の閲覧を行います。

縦覧では、町内に土地・家屋を所有する納税者が、近隣の土地・家屋の評価額をご覧いただき、ご自分が所有している資産の評価が適正かどうか確認することができます。

また、閲覧では、所有している土地・家屋の課税内容を確認することができます。

■期間

- 縦覧 4月1日(水)から6月1日(月)まで(土・日・祝日を除く)
- 閲覧 4月1日(水)から通年(土・日・祝日を除く)

■時間 8時15分から17時まで

■場所 町役場税務課

■必要なもの ・本人確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など氏名・現住所・生年月日が記載された公的な証明書。納税管理人などは納税通知書) ※代理人の場合は、委任状が必要です。

■手数料

- 縦覧 無料
- 閲覧 縦覧期間中は名寄帳の写しを無料で交付します。(それ以外の期間は300円)

■お問合せ 税務課資産税係 ☎55・6562(直通)

住民生活課 年金だより ～令和8年度国民年金保険料のお知らせ～

●令和8年度の国民年金保険料額

令和8年4月から令和9年3月分までの国民年金保険料額は、月額17,920円です。4月初旬に、日本年金機構より国民年金被保険者の方々へ納付書が発送されています。期限内納付のご協力をお願いいたします。

なお、納付書には使用期限があり、使用期限を過ぎると使用できなくなりますのでご注意ください。万が一使用期限が過ぎてしまった場合には、弘前年金事務所にご連絡ください。

●便利でお得に納付しましょう

国民年金保険料は、一定期間の保険料をまとめて納めることにより保険料が割引される「前納制度」があります。割引される保険料額については、下記表のとおりです。

前納期間	納入方法	前納保険料額	割引額
6か月前納 (令和8年4月～令和8年9月分) (令和8年10月～令和9年3月分)	口座振替	106,300円	△1,220円
	現金・クレジットカード	106,650円	△870円
1年前納 (令和8年4月～令和9年3月分)	口座振替	210,530円	△4,510円
	現金・クレジットカード	211,220円	△3,820円
2年前納 (令和8年4月～令和10年3月分)	口座振替	417,150円	△17,370円
	現金・クレジットカード	418,510円	△16,010円

自衛官採用試験のご案内

募集種目	資格	受付期間	試験日
第2回 一般幹部候補生 (大卒程度試験)	・22歳以上26歳未満の者 ・20歳以上22歳未満の者は大卒 (見込含)、修士課程修了者等 (見込含)は28歳未満の者	令和8年4月22日～ 令和8年6月5日まで	令和8年6月13日・14日 (14日は海上自衛隊飛行 要員志願者のみ)
第2回 一般幹部候補生 (院卒者試験)	20歳以上28歳未満の者 修士課程修了者等(見込含)		
第2回 幹部候補生 (歯科・薬剤科試験)	専門の大卒(見込含) 20歳以上30歳未満の者 (薬剤科は20歳以上28歳未満の者)		令和8年6月13日
第2回 幹部候補曹	20歳以上33歳未満の者	令和8年4月22日～ 令和8年6月5日まで	令和8年6月13日
2等陸・海・空士 (任期制自衛官)	18歳以上33歳未満の者	令和8年3月1日～ 令和8年5月7日まで	未定 ※試験日については、決 定次第お知らせします。

受験資格・試験日程等の詳細は、お問い合わせください。

■お問合せ

自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所 ☎・FAX 27・3871
〒036-8093 弘前市城東中央3丁目9-19

特別災害による県税の減免に関する特別措置について

令和8年1月21日からの大雪による被害者に対する県税の減免等について

このたびの令和8年1月21日からの大雪により、多大の被害を受けられた方々に心からお見舞い申し上げます。

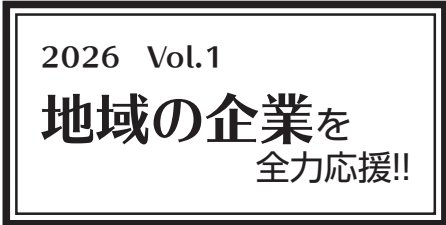
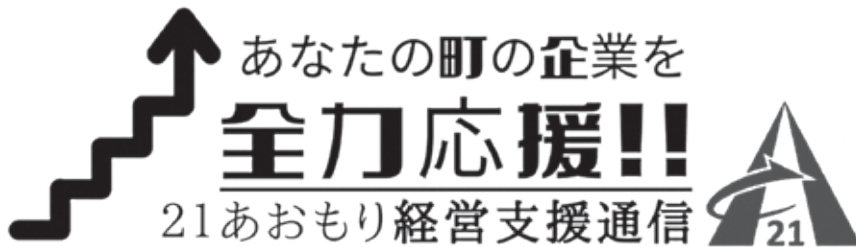
被害を受けられた方々が今後納付すべき県税(個人事業税、不動産取得税及び自動車税(種別割))については、被害の状況に応じ減免する等の措置を執ることとしております。詳しくは、最寄りの県税事務所に御相談ください。

(青森県 HP)

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/zaimu/zeimu/r7-ooyuki-genmen.html>



■お問合せ 青森県中南県税事務所納税管理課 ☎ 32・4341 (直通)



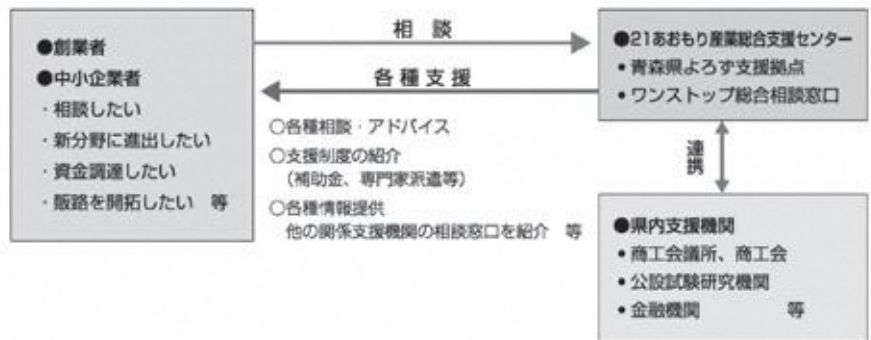
21あおもり産業総合支援センター（青森市）では、県内の中小企業者の皆様の創業、売上拡大、経営改善、事業承継など、経営に関する様々な相談に応じています。
 今回は、公益財団法人21あおもり産業総合支援センターについて紹介します！

地域の企業を支える“総合窓口”

事業を営む皆さま、そしてこれから創業を考えている皆さま。経営の悩みや新しい挑戦について、どこに相談すればよいか迷ったことはありませんか。

公益財団法人21あおもり産業総合支援センターは、県内の支援機関と連携し、各段階に応じた総合的な支援を行うことで企業の成長を後押しする中核的支援機関です。

センターの前身は、昭和44年に設立された中小企業の設備近代化を支援する公社です。その後、関係団体との統廃合を経て「県内中小企業者等に対し、各段階に応じた総合的な支援を行うことで、青森県の活性化と活力ある地域づくりに寄与する」ことを目的とした現在の体制となりました。



相談は「まず話してみる」ことから

こんなご相談に対応しています。

- 経営基盤の強化につながる相談（資金調達の方法、補助金の情報、DXを進めたい、販路開拓等）
- 新事業展開・研究開発の支援（新商品開発等）
- 事業再生・事業承継の支援（経営の立て直しや、親族内・第三者への事業承継等）

経営の悩みは、ひとりで抱え込むほど複雑になります。センターは、県内の支援機関をつなぐ“総合相談窓口”として、皆さんの状況に合わせた最適な支援を一緒に考えます。創業のアイデア段階でも、経営の行き詰まりでも、販路開拓のヒント探しでも構いません。「ちょっと聞いてみたい」という気持ちで、ぜひご相談ください。公的支援機関ですので相談は何度でも無料です。

■お問合せ

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター
 ☎ 017・777・4066 FAX 017・721・2514



ホームページはこちら

令和7年度全国統一防火標語

急ぐ日も

足止め火を止め 準備よし



春の火災予防運動

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

4月13日(月)から19日(日)まで、県下一斉に「春の火災予防運動」が実施されます。

これからは空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節になります。火災はちょっとした油断から、皆さんの大切な命や貴重な財産を奪います。

万が一に備え、住宅用火災警報器を設置しましょう。また、「住宅防火 いのちを守る10のポイント(4つの習慣・6つの対策)」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けましょう。

○4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

○6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

～ New ～ 【林野火災注意報・警報】

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、延焼範囲が3,370ヘクタールという大規模な林野火災となりました。

それに伴い令和8年1月1日から弘前地区消防事務組合火災予防条例を改正しています。

■大鰐町内の火災・救急発生状況 (令和8年2月末現在)

	令和8年	前年比
火災	0件	-1件
救急	74件	-40件

名称	発令基準	罰則
林野火災注意報 (当日の気象状況にもよる)	①前3日間の合計降水量1mm以下かつ前30日間の合計降水量30mm以下 ②前3日間の合計降水量1mm以下かつ乾燥注意報 ①、②のいずれか	なし
林野火災警報	林野火災注意報の発令基準に加え強風注意報が発表されている場合	あり (火気使用制限に従わなかった場合)

上記の「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令した際には、林野及び林野周辺の区域において火の使用が制限されます。

※火の使用制限とは

山林等での火入れ及び喫煙をしない、煙火の消費(花火等の使用)をしない、屋外での火遊び及びたき火をしない、屋外での引火性または爆発性の物品・可燃物付近での喫煙をしない、残火(たばこの吸い殻等)、取灰または火粉の始末をすること

枯草・枝等の焼却による火災に注意を!

毎年4月・5月は、枯草や枝等の廃棄物を焼却し、強風にあおられ周囲の可燃物に燃え広がる火災が発生しています。

廃棄物の焼却は原則禁止されています。なお、農業等営むためにやむを得ないものとして焼却する場合は、以下のことに注意してください。

- 風の強い日には燃やさない
- 一度に大量に燃やさない
- 燃やしている時は目を離さない
- その場を離れる時は、完全に消火したことを確認する

なお、農業等営むためにやむを得ないものとして焼却する場合であっても「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令した際には焼却できませんので、ご協力をお願いいたします。

■お問合せ

弘前消防本部予防課 ☎ 32・5104
または、最寄りの消防署、分署へ



自転車の交通事故を防止しよう

全国的に交通事故件数が減少傾向になる中、自転車の交通事故件数は横ばいで推移しており、自転車側にも法令違反が認められる場合が多いなど、自転車を取り巻く交通事故情勢は厳しくなっています。

そこで、本年4月から、自転車も車両として交通ルールの遵守を図るため、**16歳以上の全ての自転車運転者に対して、交通反則通告制度（青切符）が導入されることとなりました。**

交通反則通告制度とは、運転者が一定の違反行為をした場合、期間内に反則金を納めれば、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けなくて事件が終結されるという制度です。

自転車の交通ルールをしっかり守りましょう。

爆発物を使用したテロ等の未然防止にご協力をお願いします

◎爆発物の原料となり得る科学物質

昨今、海外のテロで使用された爆発物は、身近な生活用品等から製造されたと報道されております。

また、国内では、薬局、ホームセンター、インターネット等で購入した材料から爆発物を製造する事案が発生しています。

警察では、過去に国内外の事案で、爆発物の原料に悪用されたことがある化学物質11品目を爆発物の原料となり得る化学物質として指定し、対策を強化しています。

～爆発物原料となり得る科学物質11品目～

- ・硫酸（バッテリー） ・塩酸（トイレ用洗剤）
- ・硝酸（浴場洗浄剤） ・過酸化水素（漂白剤）
- ・塩素酸カリウム（マッチ）
- ・塩素酸ナトリウム（除草剤）
- ・硝酸アンモニウム（肥料）
- ・尿素（瞬間冷却剤） ・アセトン（除光液）
- ・ヘキサミン（固形燃料） ・硝酸カリウム（肥料）

また、次の5品目についても、爆発物の原料に悪用される可能性を踏まえ、指定11品目に準じて特に注視しています。

～爆発物原料となり得る科学物質（追加5品目）～

- ・硫黄（肥料） ・過炭酸ナトリウム（酸素系漂白剤）
- ・硝酸カルシウム（肥料） ・硫酸カリウム（肥料）
- ・炭酸カリウム（水草栄養剤）

以上を踏まえ、警察では、薬局、ホームセンター等

の店舗、企業本社、業界団体や学校等への個別訪問を継続的に行い、管理強化等を要請しています。

皆さまへのお願い

日常生活で

- 近所で製品の臭いがすることがある、爆発音を聞いた
 - 異様に爆発物に興味を持っている人を見た・聞いた
 - インターネット動画サイトで爆発物の製造方法を見つけた
- などの際は、遠慮なく直ちに警察へ通報してください。

また、指定11品目及び追加5品目取扱店の皆様におかれましては、日々携わる接客業務等で培われたプロの目で、「ん？この客、ほかの客とは違うな？」と察知したときは、速やかに通報をお願いします。

みんなの力で暴力団を追放しよう

◎「暴力団追放三ない運動プラス1」

・暴力団を「恐れない」

（「誤ったイメージ」から、恐れることは暴力団を助長させます）

・暴力団に「金を出さない」

（金が「腐れ縁の元」、暴力団を支援・容認することになります）

・暴力団を「利用しない」

（すべてを「金づるにする」、それが暴力団なのです）

・プラス1⇒暴力団と「交際しない」

◎匿名通報ダイヤルを知っていますか？

暴力団が関与する犯罪等の通報を匿名で受け、有力な情報を提供した方に対して、情報料（最大100万円）が支払われる制度です。

☎0120-924-839

（電話受付は月～金
午前10時～午後5時）

URL:<https://www.tokumei24.jp>



暴力団が恐れるもの

それはあなたの暴力団を恐れない「**勇気**」なのです。

暴力団に関する相談窓口

お近くの交番、警察署又は（公財）青森県暴力追放県民センターへご相談ください。

★#9110 又は警察 017・735・9110

★暴力団追放県民センター 017・723・8930

（ナニサ ヤクザゼロ）

■お問合せ

黒石警察署大鰐交番 ☎48・2241



町管理栄養士 ひなたの
おすすめレシピ
vol.59

1日に野菜を 350 g 以上食べよう

大鰐町民は男性 143.8g/日、女性 149.8g/日と**野菜の摂取量がとても少ない**です。そこで旬ごとの野菜を使ったレシピを紹介します。ぜひご家庭でも作ってみてください♪

野菜が **100g** (1人分) 摂れるレシピです

4月のおすすめレシピは…

カルシウムたっぷりたけのこご飯



材料名	分量 (4人分)
米	2合 (約300g)
たけのこ (水煮)	200g
にんじん	1本
油揚げ	2枚 (約30g)
しらす	大さじ3
酒	大さじ1
A みりん	大さじ1
しょうゆ	大さじ2
だし汁	適量 (約300ml)
小ねぎ	少々

◆作り方

- ①米を研ぐ。
- ②たけのこににんじんは長さ 5 cm 程度、油揚げは長さ 3 cm 程度の細切りにする。
- ③具材と A を炊飯器に入れ、だし汁を 2 合の線になるまで加える。
- ④炊飯する。
- ⑤茶碗に盛り、お好みで小ねぎをのせる。

★レシピのポイント！

油揚げとしらすにカルシウムが多く含まれています。

★気になる栄養価 (1人分) は？

エネルギー /334kcal、タンパク質 /9.7g、脂質 /3.5g、炭水化物 /69.2g、食塩 /1.3g
カルシウム /62mg

～今月のコラム～

たけのこには食物繊維が豊富に含まれ、便秘予防や生活習慣病予防の効果が期待できます。また、たけのこにはえぐみ成分であるシュウ酸が多く含まれており、シュウ酸の過剰摂取は尿路結石のリスクを高めます。シュウ酸を多く含む食品を食べる際には、カルシウムの多い食品と合わせることで、尿路結石のリスクを下げるすることができます。



行事予報



4 月

7日(火) ○大鰐小・中学校入学式
26日(日) ○令和8年度青森県南黒地区消防協会観閲式(平川市内)
28日(火) ○献血バス来町(大鰐町役場、さばいしドライブイン)

5 月

10日(日) ○わあんどすとリーと(手古奈通り、ゆけむり通り)
16日(土) ○第33回増田手古奈記念大鰐温泉俳句大会(大鰐町中央公民館)
16日(土)~24日(日) ○大鰐温泉つつじまつり(茶臼山公園)

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

■2月受付分

戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

- ・坂本 雅空(大鰐5A)



おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・柴田 佳治(69歳) 苦木 | ・三浦 圓藏(88歳) 早瀬野 |
| ・野呂 トシエ(91歳) 蔵館5B | ・石郷 壽(82歳) 九十九森 |
| ・佐藤 久子(81歳) 大鰐5B | ・吹田 キヌ(88歳) 駒木 |
| ・佐々木 均(70歳) 鯖石 | ・福田 恭子(84歳) 唐牛 |
| ・高杉 秀雄(93歳) 虹貝新田 | ・山口 善三(95歳) 虹貝 |
| ・前田 繁雄(86歳) 宿川原 | ・山内 十三雄(95歳) 早瀬野 |
| ・原子 澄江(82歳) 元長峰 | |

大鰐町の人口と世帯数

令和8年2月末日現在

人口	7,964人
前月比	-20人
男	3,658人
女	4,306人
平均年齢	57.8歳
世帯数	3,955世帯
前月比	-8世帯



こりす通信

株式会社 檜葉三百

こんにちは。檜葉三百（ひばさんびやく）です。
毎月、地域の方を会った順にインタビューさせていただき、お届けしていきます。

第六回目は、

6 とら や せい じ 虎谷 誠二さん

明治39年、今から120年前に「虎屋」さんは、大鰐町で創業したそうです。
3代目になる虎谷さん。時代が移り変わるにつれ温泉街の風景も
変貌しましたが、茶臼餅は伝統の味を守り続けています。

仙遊館の前にお店を構える虎屋さん。実は、「こりす通信」の名付け親でもあります。ある日、「夜の虎谷さん」が、私のことを“こりすみたいだ”と話していたことがきっかけでこの「こりす通信」は始まりました。



なぜ家業を継ぐことになったのですか？

もともと継ぐ予定はありませんでした。東京・仙台で会社員として働き、ロボット関係の機械の仕事に携わっていました。しかし、兄が継がない状況や両親の負担、大鰐町を取り巻く環境の変化等が重なり、急きょ会社を辞めて大鰐に戻ることに。

戻ってみると想像以上に厳しいなど感じる
ことが多い状況でした。



立て直しのために、 まず何に取り組みましたか？

店頭中心だった体制を見直し、文具の営業に力を入れ、学校や役場などを回りました。

人のご縁や、とても良くしてくださる関係者に恵まれ、徐々にではありますが、取引先が増えていきました。

また、午前中の発注で当日発送できる体制を整え、限られた人手でも回る仕組みを作りました。

会社員時代の経験は、今にどう生きていますか？

仙台時代には大口取引先を担当。取引先の担当者が「お前と
なんか話さない！」と言う過酷な状況もありましたが、注文の
流れや利用状況を自ら調べ、提案を重ねて信頼を築きました。
先輩から「一度しか教えないぞ」と言われても、納得して自信
を持てるまで何度も確認する姿勢を貫いたといいます。地道に
積み重ねる姿勢は、今の仕事にも通じています。

これからの思い、 地域への考えを教えてください。

人手不足の中、朝3時からの餅づくりから配達、
事務作業まで担う日もあります。大きな夢を語るより、「地道にやればちゃんと食べていける」と現実を見据えます。

大鰐町でビジネスをしている事業者とは一緒に頑張
っていきたいと思っています。

身近な人と支え合いながら、できることを続けて
いく——それが今のスタンスです。

編集後記

淡々としていて、ひょうひょうとしている。そう見えますが、実はとても熱い想いを持った男、誠二さん。
言葉で伝えるより、自分にできることをやり続ける。行動で示す姿勢こそが、カッコ良く、本当の熱さなのだと思います。

また、この「こりす通信」の名付け親でもあります。茶臼餅は悔しいほどに、美味しいですよ（笑）（臼井）

2月の活動記録 - 檜葉三百

第2回「あした会議」を実施。

一番いい状態（ハイドリーム）と一番悪い状態（ロードリーム）を出しあいました。

今後の進め方を決めるにあたり、今のあした会議の立ち位置を認識しました。

町の中核の会議になるために、まずは結果を出さないといけないというゴールが設定されました。「何をどうやるか？」が次回の論点です。



4月から、大鰐温泉駅をより良くする 取り組みを、少しずつ始めます。

大鰐町の玄関口である「大鰐温泉駅」。公共交通機関で大鰐を訪れたとき、最初に入目に入る場所です。

待合室としての役割はもちろんですが、そこがもう少し賑やかになり、町民の皆さんや観光客の方が思わず一歩足を止めたいくなるような場所になれば——。

そんな思いを胸に、現在、関係機関と協議を重ねながら、実現に向けて調整を進めています。

「看護のお仕事移動相談」を開催しています

青森県ナースセンターでは無料職業紹介事業として看護職の相談員が向いて、看護職の皆様のお仕事探しをサポートいたします。医療チームの一員である看護補助者に関する相談も開始いたしました。お気軽にお越しください。

●日時 4月20日、5月18日、6月15日、7月13日、8月17日、9月14日

13時～16時まで受付

●場所 弘前市就労支援センター(ヒロロ) ※青森県ナースセンター(青森市)では月曜日から金曜日の9時～16時まで、来所・電話・メール等で相談を受け付けています。どうぞご利用ください。

公益社団法人青森県看護協会 青森県ナースセンター(青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ3階)
☎017-723-4580
✉aomori@nurse-center.net
📄https://aomori-nurse.jp/



弘前地区環境整備事務組合のお知らせ

【ボックスフrawerアレンジメント作り教室】

ドライフrawerと端材で、ボックスフrawerアレンジメントを作ってみませんか。

●日時 5月9日(土) 9時30分～11時

●場所 弘前地区環境整備センタープラザ

棟(弘前市大字町田字筒井6-2)

●定員 20人(小学生以上)

※小学生の参加は保護者の同伴が必要です。

●参加料 無料

●持ち物 特にありません

●申込方法 4月17日(金)までに電話またはEメール(教室名・氏名(ふりがな)・年齢・住所・電話番号を記入)でお申し込みください。

✉plaza-ebarahirosaki@ebara.com

2人まで応募できます。応募多数の場合は抽選で決定し、4月24日までに応募者全員に結果を通知します。詳細はプラザ棟ホームページをご覧ください。

【プロが教えるかんたん楽しい春のエコクッキング教室】

テーマは「採れたて春野菜のおいしさをたつぷり!」春野菜を使った、時短でエコな料理を作ってみませんか。

●日時 5月16日(土) 9時30分～正午

(調理・試食・片付けを含みます)

●場所 弘前地区環境整備センタープラザ棟(弘前市大字町田字筒井6-2)

●定員 10人(小学生以上)

※小学生1人につき保護者1人の同伴が必要です。

※保護者同伴の場合、2人1組で1食分調理していただきます。

●メニュー たけのこと春キャベツのスープ・鶏手羽先と新玉ねぎの甘辛煮・生姜ごはん・いちご大福

●参加料 無料

●持ち物 エプロン、ふきん、三角巾、大皿(直径25cm程度)、お米0.5合、お箸

【布ぞうり作り教室】

ご家庭にある使い古しのタオルや手ぬぐいを使って布ぞうりを作ってみませんか。

●日時 5月23日(土) 9時30分～15時

●場所 弘前地区環境整備センタープラザ棟(弘前市大字町田字筒井6-2)

●定員 中学生以上20人

●参加料 無料

●使い古しのタオル4枚(フェイスタオルの大きさ・およそ35cm×80cmつぎタオルが望ましい)、昼食、飲み物、作業しやすく汚れても構わない服装でお越しください。

〈各講座への申込方法〉

4月17日(金)までに電話またはEメール(教室名・氏名(ふりがな)・年齢・住所・電話番号を記入)でお申し込みください。

✉plaza-ebarahirosaki@ebara.com

2人まで応募できます。応募多数の場合は抽選で決定し、4月24日までに応募者全員に結果を通知します。詳細はプラザ棟ホームページをご覧ください。



弘前地区環境整備センター プラザ棟

☎36-3388、受付時間は9時～16時

※月曜日は休館日です。月曜日が祝日の場合は翌日が休館日です。

自動車の変更手続きをお忘れなく

引っ越しにより住所が変更となった場合には、自動車の住所も変更する必要があります。

また、それに伴って他県のナンバープレートをお使いの場合には、ナンバープレートの変更も必要となりますので、申請手続きをお忘れのないようお願いいたします。

各種の登録手続きに必要な書類等の案内は、青森運輸支局のホームページ、または自動車検査登録総合ポータルサイトに掲載しておりますので、ご利用ください。

なお、受付時間は8時45分から11時45分、13時から16時までとなっております。

〈青森運輸局HP〉

https://www.ttb.mlit.go.jp/

tohoku/am/am-index.html



〈自動車検査登録総合ポータルサイト〉

https://www.jidoushatouroku-

portal.mlit.go.jp/

jidousha/kensatoroku/



〈自動車手続きヘルプデスク〉(電話案内)

・青森運輸支局

☎050-5540-2008

・八戸自動車検査登録事務所

☎050-5540-2009

※案内時間は、開庁日の8時30分から17時15分まで(自動音声は24時間ご利用になります)

弘前大学生 コラムコーナー

昨年度から実施している、弘前大学協働事業「町職員×弘前大学生大鰐未来づくりプロジェクト」。今回で最後の大鰐未来づくりプロジェクトのコラム掲載となります。最終回は、弘前大学人文社会科学部准教授 古村健太郎先生です！

プロジェクト終了します。ありがとうございました！



2年間、大鰐町と弘前大学の学生との協働によるプロジェクトを行ってきました。この2年間を通じて、多くの学生が大鰐町を好きになりました。大鰐町の皆様が暖かく接して下さったおかげです。ご協力下さった大鰐町の皆様に深く感謝申し上げます。

このプロジェクトは今年で終了になります。大鰐町と弘前大学、特に弘前大学の学生が協働するための足場づくりを終えたためです。しかし、学生が関与した大鰐町公式 Instagram は町職員によって積極的な投稿が行われています。来年度はインターンシップとして、町と学生の協働による弘前大学総合文化祭への出店やまるごと大鰐秋の感謝祭の運営が行われます。これらからは、町が主体となり、あるいは、学生自身が主体となり、新しい大鰐町での活動を創り出していくフェイズに移行していきます。

理想の未来は、私たちが自身の手で創り上げるものであるはずで、自分たちで「楽しい場所や時間」を創り上げ、それが未来への小さな一歩となることを、これからもお手伝いできれば幸いです。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

古村 健太郎

●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>



今月の表紙

大鰐小学校のマーチングバンドは過去にも数々の賞を受賞しており、卒業生を含めた演奏は圧巻でした。途中で退出を予定していましたが、演奏に魅了されてアンコールまで取材させていただきました。素晴らしい演奏ありがとうございました。

広報おおわに No.771
令和8年4月号

発行 大鰐町
編集 大鰐町総務課

〒038-0211
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字
羽黒館5番地3
TEL 48・2111
FAX 47・6742
H P <http://www.town.owani.lg.jp/>
発行部数 3,900部



わになってみんなボカボカ 大鰐町

大鰐町



大鰐町HP



大鰐町LINE